

さわら広域資源管理に係る委員会指示について

1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、その実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 委員会の開催が延期されたことから、令和2年4月1日以降は委員会指示が発出されていないが、資源管理の取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和2年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第34号（案）の概要

- (1) 委員会指示は、令和2年度さわら広域資源管理の取組の漁獲管理措置を担保する内容とする。
- (2) 「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、委員会指示32号では、毎週2日の定期休漁に加え、輪番による4日間（5月に3日間、6月以降に1日間）の休漁日を許可船舶ごとに指定する必要があったことから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知していた。
- (3) これらの規定については、委員会の開催が5月になり、はなつぎ網漁業等の操業が始まっていることから、委員会指示34号においては、委員会開催日以降の休漁日（はなつぎ網漁業については、6月25日、さわら船びき網漁業については、6月17日）を指定して示すこととする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和二年五月二十九日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	大阪湾
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖

	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘
ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との 交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域 一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線

周防灘	伊予灘	
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司埼灯台を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関埼灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月二十九日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十九日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	毎週火曜日、毎週土曜日、六月十七日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
		さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止 さごし巾着網漁業におけるさわ

	安芸灘	伊予灘	周防灘
	九月一日から九月三十日まで	五月二十九日から六月十五日まで	五月二十九日から五月三十一日まで
らの年間漁獲量を四十六トン以下とする	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和二年五月二十九日から令和三年三月三十一日までとする。

(参考1) さわら広域資源管理に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十二号と同指示三十四号(案)との比較表

(下線部分が変更箇所)

委員会指示(案)(第三十四号(案))

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十四号(案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和二年五月二十九日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。(表略)

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月二十九日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十九日から六月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止(ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)

現行(委員会指示第三十二号)

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

平成三十一年三月十八日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十七条において定められた水域をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。(表略)

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止(ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)

4 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和二年五月二十九日から令和三年三月三十一日までとする。		周防灘	伊予灘	安芸灘		燧灘	備讃瀬戸		
		五月二十九日まで	五月二十九日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで		九月一日から九月三十日まで	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)		
		禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	さとし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日、 六月十七日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日、 六月二十五日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止

4 指示の有効期間 この指示の有効期間は、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までとする。		周防灘	伊予灘	安芸灘		燧灘	備讃瀬戸		
		五月一日から五月三十一日まで	五月十六日から六月十五日まで	九月一日から九月三十日まで		九月一日から九月三十日まで	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)		
		禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	さとし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	禁止 さわらを目的とした操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日、 他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日、 他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止

令和 2 年度 さわら広域資源管理の取組

1. 資源管理措置

(1) 漁獲管理

海域(灘)・漁業種類ごとの漁獲管理措置

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15 ~ 6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5 ~ 7/11) →休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25 ~ 6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 14 日,21 日,28 日,6 月 25 日)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 1 日,3 日,4 日,6 月 17 日)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1 ~ 11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm 以上
	さごし巾着網	漁獲量 → 年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1 ~ 9/30) →休漁 網目 → 10.6 cm 以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16 ~ 6/15) →休漁 網目 → 10.6 cm 以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁 網目 → 10.6 cm 以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1 ~ 5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1 ~ 9/30 →休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

(2) 種苗放流

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会は、国立研究開発法人水産研究・教育機構の指導・協力のもとで、サワラ種苗の共同生産の技術継承・マニュアル作成のため、関係 11 府県と連携してサワラ共同種苗生産・中間育成・放流に取り組む。

なお、種苗生産数量、中間育成等の詳細については、瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会で定める。

(3) その他の資源管理措置

上記 (1) 及び (2) の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。